

外国籍の教員採用に関する欠格条項の撤廃

教員の「呼称変更」獲得！「講師」から「教諭」へ

教員採用試験については、これまで障害のある方や外国に籍のある方に対して、様々な制限がありました。日本国籍を有しない方の公立学校教員への道は閉ざされていましたが、1991年3月の文部省通知により受験が認められるようになりました。しかし、「講師」という差別的な職名での採用であるなど、問題が残りました。高教組は、これまで不当な制限（欠格条項）の撤廃を求めて交渉を続けてきました。

長年の交渉の末、2018年度の交渉では2019年度をめどに「日本国籍を有しない教員の採用は、今後増えていくものと想定される。モチベーションの維持、人材確保の観点から検討する」との回答を引き出しました。そして、19年3月13日の県教委通知により、4月1日から「教諭」への呼称変更を勝ち取りました。

<外国籍の教員に関する欠格条項>

- ・職名：任用期限を付さない常勤講師であることから「講師」としての任用。
- ・待遇：教諭としての2級に格付けされることは可能。ただし、管理職、教務主任、学年主任とすることは、文科省見解として認められていない。

<職名の制限による弊害>

高教組は、当事者教員からの意見聴取を行い、以下のような意見を持って県教委交渉にあたりました。

- ・本採用なのに「なぜ講師なのだろうか？」というモチベーションに関わる思いが常にある。「講師」という職名で、がっかりしたり落ち込んだりしたこともある。
- ・子どもたちから「なぜ講師なの？」と聞かれる。
- ・業務内容に違いがあるように感じる。
- ・出張先や外部の方から、あるいは生徒引率の場面で「なぜ講師なの？」と言われる。

<呼称を使用する例の主なもの>

学校要覧、校務分掌表等、校内の掲示・標示物、学校新聞・広報、保護者等への連絡文書、人事異動の新聞発表、出勤簿、学校日誌、職員名簿など

<呼称が認められないもの>

辞令、給与関係書類、県教委文書などの公文書

呼称変更は認められましたが、依然として「校務運営については補助的に関与すること」などと、制限が残されたままです。高教組は、今後も私たち教職員の権利拡大のために、運動を強化していきます。

各専門部総会の日程です。

参加体制の確立に向けて各分会のご協力をお願いします。

| 専門部 | 日程 | 場所 |
|--------|----------|--------------|
| 青年部 | 6月8日(土) | ホテル ニューカーリーナ |
| 障害児学校部 | 6月15日(土) | 高校会館 |
| 女性部 | 6月21日(金) | 高校会館 |